

## 「弘前式」 I C T活用教育推進事業に係る公募型プロポーザル実施要領

### 1. 業務概要

#### (1) 目的

市では、子どもたちの「社会を生き抜く力」を養成するため、I C Tの活用を視点とした授業改善及び授業づくりに取り組んでいるところである。

この事業では、I C T活用教育のあり方や授業設計、あるいは利活用事例集を検討し、作成することによって、機器の整備に留まらず、I C Tを使用した標準的な指導方法の確立及び水平展開モデルの策定を行うことを目的とする。

#### (2) 業務名

平成27年度「弘前式」I C T活用教育推進事業業務

#### (3) 業務内容

平成27年度「弘前式」I C T活用教育推進事業業務仕様書(以下「仕様書」という。)のとおり。仕様書の要求要件は必須とし、契約期間や契約条件は契約候補者の提案内容によって、仕様を変更することがある。

#### (4) 業務期間

契約締結日の翌日から平成28年3月31日

ただし、別紙仕様書「3. 委託期間」記載のとおり、本事業は第1期(平成27年度)、第2期(平成28年度から平成30年度)、第3期(平成31年度から平成32年度)までの事業を予定している。

#### (5) 選定方法

本プロポーザル方式は、公募型として書類審査とプレゼンテーション等による選定とする。提案者が1者のみの場合は、所定の審査の上、提案者の選定を行うものとする。

### 2. 業務に要する費用(事業費限度額)

33,450千円(取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む)

### 3. 参加資格

参加者は、次に掲げる事項を満たすものとする。

(1) 弘前市競争入札参加資格者名簿に登載されていること。

(2) 弘前市建設業者等指名停止要領による指名停止を受けていないこと。

(3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。

(4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てをしている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第22

5号)に基づく再生手続開始の申立てをしている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)又は破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てをしている者でないこと。

- (5) 役員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に規定する暴力団員に該当する者でないこと。

#### 4. 質問の受付及び回答

- (1) 提出期限：平成27年5月15日(金)午後4時まで(必着)  
(2) 提出方法：別添の質問書(様式1)により、電子メールにて提出すること。提出時には、別途電話によりメールの受信確認を行うこと。

提出先メールアドレス：kyouikukaikaku@city.hirosaki.lg.jp

※電子メール以外の方法で提出された質問に対しては回答しない。

- (3) 回答日：平成27年5月21日(木)  
(4) 回答方法：市ホームページに掲載

#### 5. 参加表明手続

##### (1) 提出書類

参加意思表明書(様式2号)

- (2) 提出期限：平成27年5月26日(火)午後4時とする。  
(3) 提出方法：持参または郵送により提出すること。

※持参の場合の受付時間は午前9時から午後4時までとする。(土曜、日曜日及び祝日を除く。)なお、郵送で提出する場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法とし、提出期限内に必着のこと。

- (4) 参加資格の通知：参加資格審査の結果は、参加表明者にファックスで通知する。

#### 6. 企画提案書等の作成及び提出

##### (1) 提出書類・必要部数

①業務実施体制回答書及び企画提案書提出届(様式3) 原本1部

②実施体制各種調書及び企画提案書等 原本1部、副本4部

ア 会社概要(様式4)

イ 技術者の概要(様式5)

ウ 業務実績調書(様式6)

エ 担当技術者調書(様式7)

オ 技術責任者の経歴及び実績等調書(様式8)

カ 再委託調書(様式9)

キ 工程表(様式10)

ク 企画提案書(任意様式)

※表紙及び目次を除き、A4 横サイズ片面 20 ページ以内(両面印刷の場合は 10 ページまで)で次に掲げるテーマについては必ず記載すること。

- ・事業に対する基本方針
- ・納入物の選定理由・特長
- ・事業実施体制及びアプローチ方法
- ・運用支援体制(ICT 支援員含む)

この他、当該事業の特性や継続性等を踏まえた提案等を記載できる。

ク 参考見積書(任意様式)

※予算限度額以内とする。積算根拠が明確であること。

(2) 提出期限等

- ①提出期限：平成 27 年 6 月 1 日(月)午後 4 時まで(必着)
- ②提出場所：弘前市教育委員会 学校教育改革室(岩木庁舎 3 階)
- ③提出方法：持参又は郵送によること。※郵送で提出する場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法とすること。)

7. 審査方法

プロポーザルの審査は以下のとおりとする。

(1) 審査方法

提出された業務実施体制回答書及び企画提案書の内容審査(以下、「書類審査」という。)並びにプレゼンテーション等審査により、下記で示す審査基準に基づいて審査をし、高い評価を得た提案者を特定する。

参加者が多数であった場合は、書類審査により一定数の者を選定し、その中からプレゼンテーション等審査を行い、受託候補者を選定する。受託候補者の選定にあたり、書類審査及びプレゼンテーション等審査において、「8. 審査基準及び配点」記載の①～③の各大項目で B 評価(4 段階評価中 2 番目)以上が 1 項目以上、かつ、①～④の各大項目で D 評価(4 段階中 4 番目)が 10 項目以下を満たす者の中で最も得点の高い者を受託候補者とする。なお、審査は非公開とする。

(2) プレゼンテーション等審査

①実施予定日：平成 27 年 6 月 4 日(木)

②実施場所：当市が指定する場所(弘前市内)

※詳細については、参加者に別途通知する。実施予定日は変更の可能性がある。

③実施方法：1 者あたりの時間は、40 分以内とする。ただし、質疑応答の時間を 10 分以上設けること。

※説明者は、本事業を担当する予定の営業責任者・担当者、技術責任者・担当者の

いずれか1名以上とし、本事業の目的及び技術的特徴を網羅的に理解している者が実施すること。

※説明者の補助及び質疑応答の対応者として、説明者本人を含め最大10人までの参加を認める。

### (3) 審査結果の通知

審査結果を書面により通知する。なお、審査結果に対する問い合わせは受け付けない。

## 8. 審査基準及び配点

プロポーザルは以下の審査基準に基づき審査する。

プロポーザルは以下の審査基準に基づき審査します。ただし、価格点は減算方式、企画提案点は各評価項目に対するA評価からD評価による加点方式を採用する。

- ・ 価格点 : 100 点
- ・ 企画提案点 : 900 点
- (企画提案点の評価事項)

#### ①基本的事項

- ・ 事業全般に関する理解度
- ・ 提案内容の的確性
- ・ 当該事業の実績

#### ②納入物に関する事項

- ・ 仕様書との適合性
- ・ 納入物の選定理由
- ・ 導入整備スケジュール

#### ③業務内容に関する事項

- ・ 調査研究業務の進め方
- ・ ICT 支援員の的確性
- ・ 運用支援体制

#### ④追加提案

- ・ 本業務に資する追加提案

## 9. 日程

|              |                   |
|--------------|-------------------|
| 公示           | 平成27年4月28日        |
| 質問受付締切       | 平成27年5月15日 午後4時まで |
| 質問回答         | 平成27年5月21日        |
| 参加意思表明書の受付締切 | 平成27年5月26日 午後4時まで |
| 企画提案書等受付締切   | 平成27年6月1日 午後4時まで  |

|      |                     |
|------|---------------------|
| 審査   | 平成 27 年 6 月 4 日（予定） |
| 結果通知 | 平成 27 年 6 月 5 日（予定） |
| 契約締結 | 平成 27 年 6 月上旬（予定）   |
| 業務開始 | 平成 27 年 9 月上旬（予定）   |

## 10. 失格事項

本プロポーザルの提案者若しくは提出された提案書が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 実施要領等で示された、提出期限、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (5) 企画提案書及び見積書に記載された内容において、不当廉売等、明らかに公正な競争を阻害する又は事業実施に支障を来す恐れがあると判断される場合

## 11. 契約

候補者特定後、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行うものとする。なお、その際には、特定された者はあらためて見積書を提出するものとする。

## 12. その他留意事項

- (1) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提案を失格とするとともに、指名停止措置を行うことがある。
- (3) 提出書類は返却しないとともに、提出者の特定以外には提出者に無断で使用しない。
- (4) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提出者の負担とする。
- (5) 「業務実施体制回答書」に記載した配置予定の担当技術者は、原則として変更できないものとする。なお、やむを得ない理由により変更する場合には、弘前市と協議のうえ決定するものとする。
- (6) 提出された企画提案書等について、弘前市情報公開条例(平成 18 年弘前市条例第 19 号)の規定による請求があった場合は、企画提案書等を作成した方に対し、意見書を提出する機会を与えるものとする。なお、本プロポーザルの候補者特定前において、決定に影響がでるおそれがある情報については決定後の開示とする。

1 3. 担当部署（提出・問合せ先）

弘前市教育委員会 学校教育改革室 担当 竹内 Tel0172-82-1645（直通）